

国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システムの機器等借上げ  
調達仕様書

令和5年2月

公益財団法人広島平和文化センター  
(国立広島原爆死没者追悼平和祈念館)  
公益財団法人長崎平和推進協会  
(国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館)

## 目次

1	調達案件の概要に関する事項	3
(1)	調達件名	3
(2)	調達の背景	3
(3)	目的及び期待する効果	3
(4)	用語の定義	3
(5)	業務・システムの概要	4
(6)	契約期間	4
(7)	作業スケジュール	4
(8)	担当部署・連絡先	4
2	調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等に関する事項	4
3	作業の実施内容に関する事項	5
(1)	作業の内容	5
①	プロジェクト管理	5
②	調達するハードウェア等	5
③	導入・移行作業	5
④	運用支援	5
⑤	保守	6
(2)	成果物の範囲、納品期日等	6
①	成果物	6
②	納品方法	6
③	納入場所及び部数	7
4	満たすべき要件に関する事項	7
5	作業の実施体制・方法に関する事項	7
(1)	作業実施体制	7
(2)	管理体制	7
(3)	作業要員に求める資格等の要件	7
(4)	作業場所	8
(5)	作業の管理に関する要領	8
6	作業の実施に当たっての遵守事項	8
(1)	機密保持、資料の取扱い	8
(2)	法令等の遵守	8
(3)	情報セキュリティ管理	9
7	成果物の取扱いに関する事項	10
(1)	知的財産権の帰属	10
(2)	契約不適合責任	10
(3)	導入	11
(4)	検収	11
8	入札参加資格要件	11

9	再委託に関する事項	11
	(1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件	11
	(2) 承認手続	11
10	その他特記事項	12
	(1) 前提条件	12
	① 発注者（両祈念館）側の体制	12
	② 原爆死没者追悼平和祈念館運営業務の業務・システム最適化計画	12
	③ 令和5年度機器更改方針	12
	(2) 関連業者等との役割分担	13
	① 両祈念館担当職員	14
	② 改修業者	14
	③ 借上げ受注者	15
	④ システム運用・保守業者	15
	⑤ 広域回線保守業者	15
	⑥ WEBサイト作成・改修業者	15
	⑦ 会議への出席	15
	(3) 環境への配慮	15
	(4) その他	16
11	附属文書等	16
	(1) 要件定義書等	16
	(2) 閲覧資料	16
	(3) 契約締結後に開示する資料	17

## 1 調達案件の概要に関する事項

### (1) 調達件名

国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システムの機器等借上げ

### (2) 調達の背景

国立広島原爆死没者追悼平和祈念館（以下「広島祈念館」という。）及び国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館（以下「長崎祈念館」という。）が、最適化計画に基づき構築した国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システムは、平成20年度から運用を開始し、平成30年7月にシステムの機器更改を行った。この情報システム機器等については、令和5年6月末でリース期限をむかえるため、令和5年7月からは、新たな情報システム機器等を調達し、運用を行うことが必要となる。

### (3) 目的及び期待する効果

この機器更改を契機に、次の観点により現システムの改修を行っている。

- ・最新 OS への対応
- ・専用端末の統合化
- ・来館者操作性の向上

また、情報技術の進歩に応じた機器の見直し、クラウドサービスの利用等により、運用経費の削減を図るとともに、情報セキュリティ対策の見直しと徹底を行い、必要なセキュリティ対策を実現することとする。

以上のことを踏まえ、導入する機器等の賃貸、搬入、設定、移行作業、運用支援及び保守等を行い、祈念館情報システム（新システム）の稼働を安全に確実に継続させることが本調達の目的である。

### (4) 用語の定義

用語	定義
国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システム	国の電子政府推進計画に基づき、システムの最適化を実施して構築した広島祈念館及び長崎祈念館で運用する原爆死没者の氏名・遺影や被爆体験記を管理・展示する情報システム。「祈念館情報システム」と略す。
最適化計画	「原爆死没者追悼平和祈念館運営業務の業務・システム最適化計画」（2006年（平成18年）2月20日厚生労働省行政情報化推進会議決定）
現システム	現行の情報システム機器等（ハードウェア及びソフトウェア）で、稼働している祈念館情報システム
新システム	令和5年7月から導入する情報システム機器等（ハードウェア及びソフトウェア）で稼働する祈念館情報システム
ハードウェア等	祈念館情報システムを構成するハードウェア、基本ソフトウェア、ネットワークをいう。

## (5) 業務・システムの概要

原爆死没者追悼平和祈念館は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第41条の規定に基づき、原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記し、恒久の平和を祈念するための施設として、被爆地である広島と長崎に、国によって設置されたものである。

(広島：平成14年8月、長崎：平成15年7月に開館)。

当業務・システムの主な対象範囲は以下の通り。

- ① 追悼空間の整備や遺影・死没者名簿の管理等の平和祈念・死没者追悼業務
- ② 被爆関連や被爆医療関連の情報収集管理業務
- ③ 来館者等への情報提供や案内に関連するサービス業務
- ④ ①から③に係る広島祈念館及び長崎祈念館（以下「両祈念館」という。）で行われる業務
- ⑤ ①から④に係る業務を処理するシステム

## (6) 契約期間

賃貸借契約とし、契約期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

なお、本システムのライフサイクルとしては、契約期間終了の日の1か月前までに発注者及び受注者から何等の意思表示がないときは、契約を更新し、令和10年6月まで継続利用することを想定している。

## (7) 作業スケジュール

別添3「国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システム移行計画書（令和5年2月）」のとおり。

## (8) 担当部署・連絡先

本調達仕様書に関する問い合わせ先は以下のとおり。

〒730-0811

広島市中区中島町1番6号

国立広島原爆死没者追悼平和祈念館

082-543-6271

## 2 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等に関する事項

本調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、調達の方式等は次表のとおりである（予定）。

No	調達案件名	業務実施期間	調達の方式	補足
1	国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システムの機器更改等に係る改修業務	令和4年8月 ～ 令和5年3月	一般競争入札	受注者環境における総合テストまでを行う。調達済み
2	国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システムの機器更改等に係る改修業務	令和5年4月 ～ 令和5年7月	No1の受注者と随意契約	試験運用環境における総合テストから本番環境での稼働確認までを行う。

3	国立原爆死没者追悼平和 祈念館情報システムの機 器等借上げ業務	平成30年4月 ～ 令和5年6月	一般競争入 札	現システム 調達済み
4	国立原爆死没者追悼平和 祈念館情報システムの機 器等借上げ（本調達）	令和5年4月 ～ 令和6年3月 （自動更新あり： 終期10年6月）	一般競争入 札	新システム
5	国立原爆死没者追悼平和 祈念館情報システム運用 保守業務	令和4年4月 ～ 令和5年3月	一般競争入 札	現システムの運用保 守 調達済み
6	国立原爆死没者追悼平和 祈念館情報システム運用 保守業務	令和5年4月 ～ 令和6年3月	一般競争入 札	令和5年6月までは 現システム、 7月以降は新システ ム、 なお、期間終了後も 新システムの運用保 守業務の調達は別途 行う。

### 3 作業の実施内容に関する事項

#### (1) 作業の内容

本調達では、祈念館情報システムを構成するハードウェア及びハードウェアと不可分な基本ソフトウェアについて、その賃貸、導入・移行作業、新システム稼働後の運用支援及び保守作業を対象とする。

#### ① プロジェクト管理

ア 受注者は、本調達業務に係る実施計画書・実施要領の案を作成し、両祈念館の承認を受けること。

イ マスタースケジュール、プロジェクト体制、要員管理、コミュニケーション管理、作業項目、課題管理、情報セキュリティ管理、緊急時対応、品質管理等について計画・立案し、成果物について両祈念館の承認を受けること。

ウ 業務全体の進捗状況の管理し、適宜、両祈念館に報告を行うとともに、レビューを受けること。

#### ② 調達するハードウェア等

機器更改後の祈念館情報システムを構成するハードウェア等一式。詳細は、別添2「国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システムハードウェア・基本ソフトウェア・ネットワーク要件定義書（令和5年2月）」を参照すること。

#### ③ 導入・移行作業

上記調達するシステム機器等の搬入・設定に関する作業及び移行作業をいう。詳細は、別添1「国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システムの機器更改等に係る要件定義書（令和5年2月）」の「6(12) 導入・移行に関する事項」を参照すること。

#### ④ 運用支援

新システム稼働後の運用業務支援。詳細は、別添1「国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システムの機器更改等に係る要件定義書（令和5年2月）」の「6(15)システム運用支援」を参照すること。

## ⑤ 保守

新システム稼働後の上記調達するハードウェア等の保守作業。詳細は別添1「国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システムの機器更改等に係る要件定義書」の「6(16)保守に関する事項」を参照すること。

## (2) 成果物の範囲、納品期日等

### ① 成果物

納入成果物の詳細は別紙1「納入成果物」のとおり。

### ② 納品方法

文書類（別紙1「納入成果物」のうち、「ハードウェア等一式」以外）の納入成果物については、次の形態、数量で納入すること。

ア 成果物は、全て日本語で作成すること。ただし、日本国においても、英字で表記されることが一般的な文言については、そのまま記載しても構わないものとする。

イ 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の要領（昭和27年4月4日内閣閣令第16号内閣官房長官依命通知）」に準拠すること。

ウ 情報処理に関する用語の表記については、原則、日本産業規格（JIS）の規定に準拠すること。

エ 成果物は紙媒体及び電磁的記録媒体（CD-R等）により作成し、原則紙媒体は2部、電磁的記録媒体は2部を納品すること。

オ 紙媒体による納品について、用紙のサイズは、原則として日本工業規格A列4番とするが、必要に応じて日本工業規格A列3番を使用すること。また、バージョンアップ時等に差し替えが可能なようにバイнда方式とすること。

カ 電磁的記録媒体による納品について、Microsoft Word2016、同 Excel2016、同 PowerPoint2016 で読み込み可能な形式で作成し、納品すること。ただし、両祈念館が他の形式による提出を求める場合は、協議の上、これに応じること。なお、受注者側で他の形式を用いて提出したいファイルがある場合は、協議に応じるものとする。

キ 納品後、両祈念館において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。

ク 成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、両祈念館の承認を得ること。

ケ 成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。

コ 電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行う等して、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。

### ③ 納入場所及び部数

文書類（別紙1「納入成果物」のうち、「ハードウェア等一式」以外）の納入成果物については、次の場所に1部ずつ納入すること。

ア 広島市中区中島町1番6号

国立広島原爆死没者追悼平和祈念館

イ 長崎市平野町7番8号

国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館

「ハードウェア等一式」の納入場所については、別添2「国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システムハードウェア・基本ソフトウェア・ネットワーク要件定義書（令和5年2月）」を参照すること。

## 4 満たすべき要件に関する事項

本調達の実施に当たっては、別添1「国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システムの機器更改等に係る要件定義書（令和5年2月）」の各要件を満たすこと。

## 5 作業の実施体制・方法に関する事項

### (1) 作業実施体制

受注者は、業務受注後、前記「3(1)① プロジェクト管理」において作成する実施計画書及び実施要領にて作業体制を構築し、体制図及び要員計画を提示し、承認を得て業務を進めること。

### (2) 管理体制

- ① 委託事業の実施にあたり、両祈念館の意図しない変更が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、当該品質保証体制が書類等で確認できること。
- ② 本システムに両祈念館の意図しない変更が行われる等の不正が見つかった時（不正が行われていると疑わしい時も含む）に、追跡調査や立入検査等、両祈念館と受注者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。また、当該体制が書類等で確認できること。
- ③ 当該管理体制を確認する際の参照情報として、資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報提供を行うこと。

### (3) 作業要員に求める資格等の要件

- ① 受注者における遂行責任者は、大規模システムの設計・開発の遂行責任者としての経験を有すること。また、EVMによる進捗管理に精通し、経験を有すること。



- ② 受注者における遂行責任者は、情報処理の促進に関する法律（昭和45年5月22日法律第90号）に基づき実施される情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験の合格者又は技術士（情報工学部門又は総合技術監理部門（情報工学を選択科目とする者））の資格を有すること。ただし、当該資格保有者等と同等の能力を有することが経歴等において明らかなる者については、これを認める場合がある（その根拠を明確に示し、両祈念館の理解を得ること。）。
- ③ チームリーダーは、情報システムの設計・開発又はシステム基盤導入の経験年数を5年以上有すること。また、その中でリーダークラスとしての経験を有すること。

#### **(4) 作業場所**

- ① 受注業務の作業場所は、両祈念館内、又は両祈念館の指示又は了承する場所で作業すること。
- ② 本業務の作業に当たり必要となる設備、備品及び消耗品等については、受注者の責任において用意すること。両祈念館以外の作業場所でも同様とする。また、必要に応じて両祈念館が現地確認を実施することができるものとする。
- ③ 両祈念館内での作業は、必要な規定の手続を実施し承認を得ること。

#### **(5) 作業の管理に関する要領**

受注者は、両祈念館が承認した実施要領に基づき、受注業務に係るコミュニケーション管理、体制管理、工程管理、品質管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと。

### **6 作業の実施に当たっての遵守事項**

#### **(1) 機密保持、資料の取扱い**

- ① 受注者は、受注業務の実施の過程で両祈念館が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）、他の受注者が提示及び作成した情報を、本受注業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- ② 受注者は、本受注業務を実施するに当たり、両祈念館から入手した資料等については管理台帳等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。
  - ・複製はしないこと。
  - ・用務に必要ななくなり次第、速やかに両祈念館に返却すること。
  - ・受注業務完了後、上記1に記載される情報を削除又は返却し、受注者において該当情報を保持しないことを誓約する旨の書類を両祈念館へ提出すること。
- ③ 機密保持及び資料の取扱いについて、適切な措置が講じられていることを確認するため、両祈念館が遵守状況の報告や現地調査を求めた場合には応じること。

#### **(2) 法令等の遵守**

- ① 「厚生労働省情報セキュリティポリシー」及び「国立広島原爆死没者追悼平和祈念館情報システム運用管理規程」の最新版を遵守すること。なお、「厚生労働省情

報セキュリティポリシー」及び「国立広島原爆死没者追悼平和祈念館情報システム運用管理規程」は非公表であるが、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に準拠しているため、必要に応じ参照すること。「厚生労働省情報セキュリティポリシー」及び「国立広島原爆死没者追悼平和祈念館情報システム運用管理規程」の開示については、契約締結後、受注者が担当職員に守秘義務の誓約書を提出した際に開示する。

- ② 受注業務の実施において、現システムの設計書等を参照する必要がある場合は、作業方法等について両祈念館の指示に従い、秘密保持契約を締結する等した上で、作業すること。
- ③ 受注者は、受注業務の実施において、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の関連する法令等を遵守すること。

### (3) 情報セキュリティ管理

受注者は、以下を含む情報セキュリティ対策を実施すること。また、その実施内容及び管理体制についてまとめた情報セキュリティ管理計画書を提出すること。

- ① 両祈念館から提供する情報の目的外利用を禁止すること。
- ② 本業務の実施に当たり、受注者又はその従業員、本調達の役務の内容の一部を再委託する先、若しくはその他の者による意図せざる不正な変更が情報システムのハードウェアやソフトウェア等に加えられないための管理体制が整備されていること。
- ③ 受注者の資本関係・役員等の情報、本業務の実施場所、本業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報提供を行うこと。
- ④ 情報セキュリティインシデントへの対処方法が確立されていること。
- ⑤ 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況を定期的に確認し、両祈念館へ報告すること。
- ⑥ 情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合、速やかに改善策を提出し、両祈念館の承認を受けた上で実施すること。
- ⑦ 両祈念館が求めた場合に、速やかに情報セキュリティ監査を受入れること。
- ⑧ 本調達の役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるように情報セキュリティ管理計画書に記載された措置の実施を担保すること。
- ⑨ 両祈念館から要保護情報を受領する場合は、情報セキュリティに配慮した受領方法にて行うこと。
- ⑩ 両祈念館から受領した要保護情報が不要になった場合は、これを確実に返却、又は抹消し、書面にて報告すること。
- ⑪ 本業務において、情報セキュリティインシデントの発生又は情報の目的外利用等を認知した場合は、速やかに両祈念館に報告すること。

## 7 成果物の取扱いに関する事項

### (1) 知的財産権の帰属

- ① 調達に係り作成・変更・更新されるドキュメント類及びプログラムの著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）は、受注者が調達の情報システム開発の従前から権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ書面にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、両祈念館が所有する現有資産を移行等して発生した権利を含めて全て両祈念館に帰属するものとする。また、両祈念館は、納入された当該プログラムの複製物を、著作権法第47条の3の規定に基づき、複製、翻案すること及び当該作業を第三者に委託し、当該者に行わせることができるものとする。
- ② 本件に係り発生した権利については、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。
- ③ 調達に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受注者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
- ④ 調達に係り作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合、受注者は当該既存著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続を行うこと。この場合、受注者は、事前に当該既存著作物の内容について両祈念館の承認を得ることとし、両祈念館は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。
- ⑤ 調達に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら両祈念館の責めに帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、両祈念館は係る紛争の事実を知った時は、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講ずる。

### (2) 契約不適合責任

- ① 両祈念館は、本調達仕様書「3(2)①成果物」に規定する納品検査に合格した成果物を受領した後において、契約不適合を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を受注者に通知した場合は、次のア、イのいずれかを選択して請求することができ、受注者はこれに応じなければならない。なお、両祈念館は、受注者に対してイを請求する場合において、事前に相当の期間を定めて本項の履行を催告することを要しないものとする。
  - ア 両祈念館の選択に従い、両祈念館の指定した期限内に、受注者の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと。
  - イ 直ちに代金の減額を行うこと。
- ② 両祈念館は、前項の通知をした場合は、上記ア、イに加え、受注者に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。
- ③ 受注者が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、上記①の通知期間を経過した後においてもな

お上記①、②を適用するものとする。

### (3) 導入

- ① 両祈念館において令和5年7月から運用することが可能となるように、導入作業を実施すること。
- ② 導入及び検証作業は、両祈念館が指定する日時及び場所で行うこと。

### (4) 検収

- ① 作業進捗状況については、適宜、両祈念館に報告を行うとともに、レビューを受けること。
- ② 本調達仕様書「3(2)①成果物」に則って、成果物を提出すること。その際、両祈念館の指示により、別途品質保証が確認できる資料を作成し、成果物と併せて提出すること。
- ③ 検査の結果、成果物の全部又は一部に不合格品を生じた場合には、受注者は直ちに引き取り、必要な修復を行った後、指定した日時までに修正が反映された全ての成果物を納入すること。
- ④ 本調達仕様書「3(2)①成果物」に依る以外にも、必要に応じて成果物の提出を求める場合があるので、作成資料は常に管理し、最新状態に保っておくこと。

## 8 入札参加資格要件

- (1) 品質管理体制についての ISO9001:2015、組織としての能力成熟度についての CMMI レベル 3 以上のうち、いずれかの認証を受けていること。また、本入札時点で有効であること。
- (2) プライバシーマーク付与認定、ISO/IEC27001 認証（国際標準規格）、JIS Q 27001 認証（日本産業標準規格）のうち、いずれかを取得していること。
- (3) その他は入札説明書による。

## 9 再委託に関する事項

### (1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

受注者は、受注業務の全部又は受注業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を第三者に再委託することはできない。

受注者は、知的財産権、情報セキュリティ（機密保持及び遵守事項）、ガバナンス等に関して本調達仕様書が定める受注者の債務を、再委託先事業者も負うよう必要な処置を実施すること。

また、再委託先事業者の対応について最終的な責任を受注者が負うこと。

### (2) 承認手続

受注業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した「再委託に係る承認申請書」を提出し、承認を受けること。

当初申請内容に変更が生じた場合は「再委託に係る変更承認申請書」を提出すること。

再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合は、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲等を記載した「履行体制図」を提出すること。

## 10 その他特記事項

### (1) 前提条件

#### ① 発注者（両祈念館）側の体制

受注者は、業務の実施にあたり、両祈念館にコンピュータシステムの専門職員がいないことを前提に、本調達業務を実施すること。

以下に、両祈念館における管理体制を示す。

区分	配置単位	役割
システム全体管理者	両祈念館で1名 (広島祈念館館長)	両祈念館のシステムを総括して管理し、受注者への連絡・調整及び受注者からの報告を担当
システム管理者	各祈念館に1名 (広島祈念館館長、長崎祈念館館長)	各祈念館でのシステムの総括を担当し、システム全体管理者との連絡・調整及び受注者からの報告を担当
運用管理担当者	各祈念館に1名 (広島祈念館副館長、長崎祈念館事業課長)	各祈念館での運用管理を担当し、システム管理者との連絡・調整を担当
情報管理担当者	各祈念館に2名 (システム担当者：正副)	各祈念館での情報管理を担当し、システム管理者との連絡・調整を担当

#### ② 原爆死没者追悼平和祈念館運営業務の業務・システム最適化計画

祈念館情報システムは、国の電子政府推進計画に基づき、システムの最適化を実施して構築した広島祈念館及び長崎祈念館で運用する原爆死没者の氏名・遺影や被爆体験記を管理・展示する情報システムである。

本業務の実施に当たっては、受注者もこの原爆死没者追悼平和祈念館運営業務の業務・システム最適化計画に従うこと。

#### ③ 令和5年度機器更改方針

機器更改については、最小限のシステム改修を行うことで、従来の安定性を確保し、信頼性の高いシステムとなることを目指すものである。

また、近年のサイバー攻撃に対するセキュリティ対策の実現が求められている。令和5年度機器更改方針（抄録）を以下に示す。本業務の実施に当たっては、受

注者もこの方針に従うこと。

#### ア サーバ機器の冗長化、仮想化及び各館個別導入

システムを安全に継続稼働させるために、サーバを冗長化し、仮想化構成で各館個別に導入することとする。また、インターネット系システム（Web サーバ、メールサーバ等インターネットサーバ群および、ファイアウォール、IPS）についてはセキュリティ対策の観点からランサムウェア等、インターネットからの脅威に対応するシステムを構築するものとする。

#### イ 最新 OS への対応

基本ソフトウェアのサポート期限が切れることから、機器更改後 5 年間の運用に対してサポート可能な OS への変更を行う。Windows10 および Windows2016 については、親和性の高い後継製品である Windows11 Professional、WindowsServer2022 への移行を行う。また、RedHat Enterprise Linux 7 については、RedHat Enterprise Linux 9 に変更する。

#### ウ 専用端末の統合化

「遺影検索」「収蔵資料」「図書」「被ばく医療」「証言音声」のコーナー毎に異なる展示を廃止し、どの端末からでも利用できるように統合メニューに集約する

- ・広島：遺影検索、収蔵資料、図書、被ばく医療
- ・長崎：遺影検索、収蔵資料、図書、被ばく医療、証言音声

#### エ 来館者操作性の向上

現システムは 15 年前に設計・構築されたものであり、新たなユーザーインタフェースや一般化したユーザーインタフェースが数多く存在する。来館者が容易かつ直観的な操作ができるように展示システムの操作性を変更し、来館者操作性の向上を行う。

#### オ セキュリティ対策の強化

令和 4 年度に実施された厚生労働省情報セキュリティ監査結果、及び情報資産管理の評価結果を踏まえ、指摘事項等への対応を行い、さらなるセキュリティ対策の強化を行う。

### (2) 関連業者等との役割分担

システム稼働後の運用・保守体制については、次のとおりである。受注者は、両祈念館の指示に従うとともに、別途調達予定であるシステム改修業務受注者をはじめ、関連業者と連携・協力し、円滑に作業を実施すること。

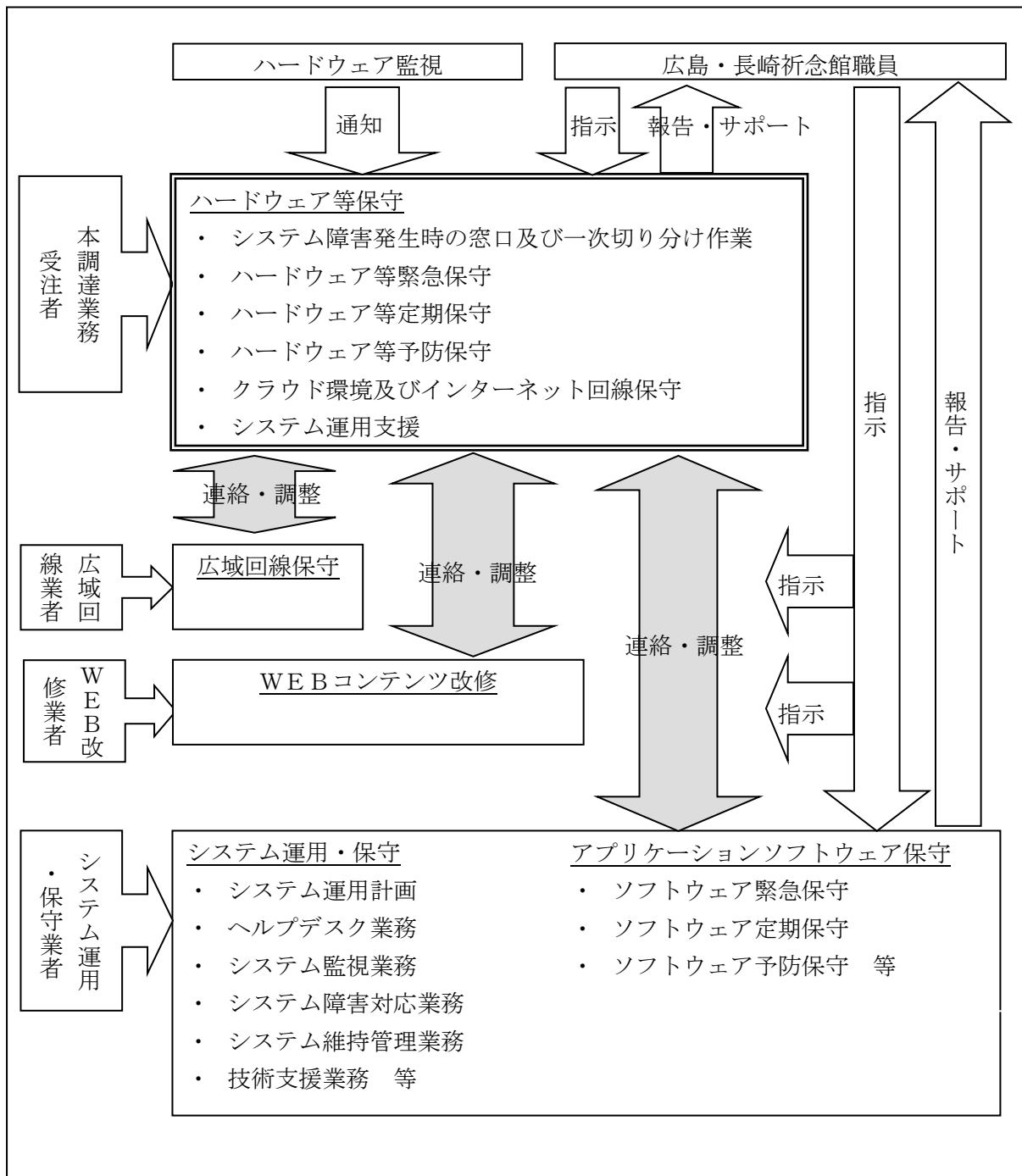


図 新システム稼働後の祈念館情報システムの運用・保守体制図

① 両祈念館担当職員

進捗状況等プロジェクト管理に関する詳細や成果物等に関する確認、承認作業及び厚生労働省との調整作業を行う。

② 改修業者

本調達で令和5年7月から稼働する新システムで運用するハードウェア等の要件

定義、システム改修を行う。

### ③ 借上げ受注者

本調達仕様書に示す要件に基づく役務等を行う。祈念館情報システム機器等（ハードウェア、基本ソフトウェア）の賃貸、搬入、設定、リモート監視システムの構築、データ移行作業、また、システム運用開始後のハードウェア、基本ソフトウェアの保守を行う。

### ④ システム運用・保守業者

システムの運用・ソフトウェアの保守を行う。受注者の責任における依頼に基づき、調整を行った上で、必要に応じて支援を行う。

### ⑤ 広域回線保守業者

令和5年度に調達する両祈念館間の広域回線の運用保守を行う。

### ⑥ WEB サイト作成・改修業者

両祈念館及び平和情報ネットワークのWEBサイトの作成、改修及び保守を行う。

### ⑦ 会議への出席

両祈念館より会議への出席要請があれば出席することとし、その場合、関連する資料及び議事録等の作成を行うこと。会議としては、両祈念館が出席する会議と、厚生労働省及び関係者並びに両祈念館が出席する会議を次のとおり予定している。

会議名称	開催回数	想定参加者
定例会議	13回/年	広島祈念館(あるいは長崎祈念館)・本調達受注者
合同会議	必要に応じて開催	広島祈念館・長崎祈念館・運用保守業者・ハードウェア等保守業者・本調達受注者
調整会議	必要に応じて開催	厚生労働省・広島祈念館・長崎祈念館・運用保守業者・ハードウェア等保守業者・本調達受注者

合同会議や調整会議の開催場所、日時等は祈念館と協議調整の上、決定するものとする。なお、定例会議は、3回は長崎祈念館で、それ以外は広島祈念館で開催する。また、ZOOM等でのTV会議開催も検討する。

上記会議には受注者の担当者が必ず出席すること。再委託先事業者のみの出席は認めない。

## (3) 環境への配慮

- ① 調達に係る納入物については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づいた製品を可能な限り導入すること。
- ② 導入する機器については、性能や機能の低下を招かない範囲で、消費電力節減、



発熱対策、騒音対策等の環境配慮を行うこと。

- ③ 受注者は、政府の電力需給対策を踏まえた作業環境や作業手順等を検討し、両祈念館の承認を得た上で実施すること。

#### (4) その他

- ① 厚生労働省が両祈念館に対して指導、助言等を行った場合には、受注者もその方針に従うこと。
- ② 受注者は、電子行政推進に係る政府の各種施策・方針等(今後出されるものを含む)に従うこと。
- ③ この仕様書に記載のない事項については、両祈念館と協議のうえ決定する。
- ④ 現システムを利用して業務を行う場合は、両祈念館へ承認を得ること。両祈念館で業務に影響があると判断した場合は、業務時間外で実施すること。また、翌日の業務開始には正常動作を確認すること。

### 1 1 附属文書等

#### (1) 要件定義書等

次の附属文書を参照すること。

別紙 1 納入成果物

別紙 2 国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システムの機器更改等に係る要件定義書（令和5年2月）

別紙 2-① 「原爆死没者追悼平和祈念館運営」業務・システム最適化計画 現行体系  
(抄録)

別紙 2-② ソフトウェアインストール作業分担

別紙 2-③ データ移行作業分担

別紙 2-④ システム運用・保守業務一覧

別紙 2-⑤ ハードウェア定期点検内容

別紙 2-別添①国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システム運用設計書（令和5年2月）

別紙 2-別添②国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システム保守要件定義書（令和5年2月）

別紙 3 国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システムハードウェア・基本ソフトウェア・ネットワーク要件定義書（令和5年2月）

別紙 4 国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システム移行計画書（令和5年2月）

別紙 5 移行スケジュール

#### (2) 閲覧資料

応札希望者は、以下の資料の閲覧を希望することができる。資料の閲覧を希望する場合は、守秘義務に関する誓約書を提出の上、両祈念館が定める期間、場所、方法において閲覧を許可する。

- ・ 国立原爆死没者追悼平和祈念館 追悼平和祈念館情報システム機能設計書
- ・ 国立原爆死没者追悼平和祈念館 追悼平和祈念館情報システム詳細設計書
- ・ 国立原爆死没者追悼平和祈念館 追悼平和祈念館情報システム改修設計書

- ・ 国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システム運用保守業務仕様書
- ・ 国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システム機器更改調査研究業務システム対応調査結果報告書
- ・ 国立広島原爆死没者追悼平和祈念館展示造作物等製作及び設置業務完成図  
(注：広島館の既設什器の図面集である。)
- ・ 長崎館の什器図面
- ・ その他必要と考えられる資料等

### **(3) 契約締結後に開示する資料**

契約締結後に開示する資料は以下のとおり。

- ・ 厚生労働省情報セキュリティポリシー
- ・ 国立広島原爆死没者追悼平和祈念館情報システム運用管理規程